

刈谷市週休2日制工事試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業における重大な課題である若手技術者の確保及び育成並びに建設現場における労働環境の改善に対する意識向上を図るため、市が発注する建設工事において週休2日制工事の導入を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 第4条に規定する対象期間の全日数に対する休工日数の割合（以下「週休2日取得率」という。）が7分の2以上となるよう取り組む工事をいう。
- (2) 完全週休2日制工事 週休2日制工事のうち、原則として日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を休工とするよう取り組み、地元条件により、日曜日、土曜日及び休日に作業する場合でも、その同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を確保する工事をいう。ただし、振替休工は、振替休工する日の1週間前までに監督員と協議するものとする。
- (3) 休工 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理に関し必要な作業を除き、現場又は現場事務所における作業を一切行わず、現場及び現場事務所が1日を通して閉所された状態をいう。
- (4) 発注者指定型 労働環境の改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るため、第3条第1項の規定により、発注者が選定するものをいう。
- (5) 受注者希望型 受注者自ら取り組むことにより、労働環境の改善に対する意識向上を図るもので、第3条第2項の規定により、発注者が選定するものをいう。

(対象工事)

第3条 発注者指定型は、市発注工事で、次の要件を全て満たす工事の中から発注者が選定した工事（公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く。次項におい

て同じ。)を対象とする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (2) 設計金額が4,000万円以上の工事
- (3) 災害復旧等の緊急性がない工事

2 受注者希望型は、市発注工事で、次の要件を全て満たす工事の中から発注者が選定した工事を対象とする。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の工事
 - (2) 災害復旧等の緊急性がない工事
- (対象期間)

第4条 対象工事の受注者が週休2日制工事の取組みを行う期間(以下「対象期間」という。)は、工期開始日から完了届を提出する日(以下「工事完了日」という。)までの間とする。ただし、次の各号に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)を除く。

- (1) 工期開始日から現場に着手する日(以下「施工開始日」という。)の前日までの期間
 - (2) 施工を完了した日(以下「施工完了日」という。)の翌日から工事完了日までの期間
 - (3) 夏季休暇(3日間)
 - (4) 年末年始休暇(6日間)
 - (5) 工場製作のみの期間
 - (6) 工事事務等により稼働しない期間
 - (7) 豪雨、出水、地震等の天災に対する突発的な事情に対応する期間
- (取組内容)

第5条 対象工事は、次の各号に掲げる事項に取組むものとする。ただし、受注者希望型において、受注者が取組みを希望しないものは除く。

- (1) 受注者は、対象工事の施工計画書を提出するまでに週休2日制工事又は完全週休2日制工事のいずれかの工事の形式を選択しなければならない。ただし、発注者が完全週休2日制工事と選定したものは除く。
- (2) 受注者は、前号の規定により選択した工事の形式に基づいて、休工の取得計画が分かる実施工程表を作成し、監督員と協議しなければならない。この

場合において、監督員との協議は、工事打合簿により行うものとする。

(3) 受注者は、毎月5日までに、実施状況及び非対象期間を明示した書類をカレンダー形式等で工事打合簿に添えて監督員に提出しなければならない。監督員は、これを確認するものとする。

(4) 受注者は、市が行う週休2日制工事に係るアンケート調査及びヒアリング調査に協力しなければならない。

(工事成績評定)

第6条 対象工事が次の各号に掲げる工事の形式の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、工事成績評定において評価するものとする。

(1) 週休2日制工事 週休2日取得率が7分の2以上の場合

(2) 完全週休2日制工事 対象期間の全ての週間数に対する日曜日及び土曜日を休工とした週間数の割合（以下「完全週休2日取得率」という。）が90パーセント以上かつ週休2日取得率が7分の2以上の場合

2 完全週休2日制工事において、完全週休2日取得率が90パーセント未満でも、週休2日取得率が7分の2以上の場合には工事成績評定において週休2日制工事として評価するものとする。

3 週休2日取得率の算出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(2) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

4 完全週休2日取得率の算出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(2) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は0.5週間として算出する。

(3) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。

(4) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期

間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

(5) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

5 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 その他」において評価する。なお、第1項又は第2項に定める場合に該当しない場合であっても工事成績の減点を行わない。

(取組証の発行)

第7条 発注者は、前条第1項の規定により対象工事を工事成績評定において評価した場合は、工事目的物の引渡し後、速やかに受注者に対し週休2日制工事取組証(様式第1号)を発行するものとする。

(費用の計上)

第8条 発注者は、週休2日取得率が7分の2以上の場合には、次の表の左欄に掲げる費用に右欄に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、現場作業を伴わない工場制作に掛かる費用については、補正を行わないものとする。

費用	補正係数
労務費	1.05
機械経費(賃料を含む。)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

※市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による。

2 対象工事が発注者指定型の場合は、当初設計時に前項の補正を行うものとする。ただし、週休2日取得率が7分の2未満の場合には、補正を行う前の費用に減額し、変更契約を行うものとする。

3 対象工事が受注者希望型の場合は、変更設計時に第1項の補正を行うものとする。

(工事名)

第9条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾を「(週休2日)」とするものとする。

(特記仕様書)

第10条 対象工事の特記仕様書は、次の各号の発注方式に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型 「第 条 本工事は、週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「刈谷市週休2日制工事試行実施要領」を参照すること。」

(2) 受注者希望型 「第 条 本工事は、週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「刈谷市週休2日制工事試行実施要領」を参照すること。」

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名 称	区 分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名 称	規格・仕様	補正係数
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.02